

インボイスの実務を確認しておきましょう

インボイス制度の導入までに準備が必要なモノ・コトを確認しておきましょう。

インボイス導入に伴い、請求書や納品書などを適切に変更する必要があります。PCの会計ソフトやレジスターで領収書を発行している場合、会計ソフトやレジスターの更新が必要になる場合があります。

- ✓ PCの会計ソフト、レジスターの整備
- ✓ 経理実務や受注・発注システムの見直し
- ✓ インボイスの記載事項を満たす書類（請求書、納品書、レシートなど）の整備



インボイス導入前に手書きの領収書を作成しているなら、導入後もインボイスの要件を満たせば、手書きの領収書でかまいません。



インボイス登録番号は、ゴム印などを使ってかまいません。

インボイスの記載事項を確認しておきましょう。

インボイスの基本記載例

請求書

発行者の氏名または名称 (株)▲▲▲ 登録番号 T1234...

受領者の氏名または名称 (株)○○○御中

取引年月日 令和5年11月30日

取引内容

日付	品目	金額
11月1日	鶏肉 ※	10,000円
11月1日	アルミホイール	2,000円
合計		120,000円
消費税		11,200円

適用税率 (10%対象 88,000円 内消費税8,000円) (8%対象 43,200円 内消費税3,200円)

※は軽減税率対象品目

現在「区分記載請求書」を発行していれば、追加項目は太字の3つです。

簡易インボイスが認められる場合

小売業の例

スーパー▲▲▲ 登録番号 T1234...

取引年月日 令和5年11月30日

取引内容、金額

鮭切り身 ※	194円
きゅうり(パック) ※	203円
チーズ ※	311円
ビール	1,075円
合計	1,783円

適用税率ごとの合計額

10%対象	1,075円 (内消費税97円)
8%対象	708円 (内消費税52円)

※は軽減税率対象品目

どちらかだけ記載でも可

タクシー業の例

▲▲タクシー 発行者の氏名または名称

取引年月日 令和5年11月30日

取引内容、金額 乗車運賃 2,750円

適用税率 (内10%消費税込) 登録番号 T1234...

これまで使用している領収書に「発行者の氏名または名称」「取引年月日」「取引内容と金額」が記載されていれば、「適用税率」と「インボイス登録番号」をゴム印などで押印することで、簡易インボイスとして利用することができます。

登録をするかどうかの選択は事業者の方の任意です。 **お近くの商工会にご相談ください。**

能美市商工会	Tel0761-58-4230	かほく市商工会	Tel076-282-5661	宝達志水町商工会	Tel0767-28-2301
山中商工会	Tel0761-78-3366	森本商工会	Tel076-258-0276	能登鹿北商工会	Tel0767-66-0001
川北町商工会	Tel076-277-2133	津幡町商工会	Tel076-288-2131	中能登町商工会	Tel0767-76-1221
美川商工会	Tel076-278-3328	内灘町商工会	Tel076-286-4200	門前町商工会	Tel0768-42-0360
鶴来商工会	Tel076-273-2211	羽咋市商工会	Tel0767-22-1393	穴水町商工会	Tel0768-52-0516
白山商工会	Tel076-254-2828	富来商工会	Tel0767-42-2562	能登町商工会	Tel0768-62-0181
野々市市商工会	Tel076-246-1242	志賀町商工会	Tel0767-32-1002	県連合会能登支所	Tel0767-66-0460

インボイス制度の支援措置Q&A

これって本当?



令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。今回は、国の「令和4年度補正予算」や「令和5年度税制改正の大綱」で決定された支援措置と「インボイスの実務」についてご紹介します。

Q1 納税額が売上税額の2割に軽減って本当?

A 免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、**売上税額の2割を納税額とすることができます!**

対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方 (2年前(基準期間)の課税売上が1,000万円以下等の要件を満たす方)

対象となる期間 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間 ※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象



Q2 インボイスの登録で補助金が50万円上乗せって本当?

A 小規模事業者持続化補助金について、**免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます!**

対象 小規模事業者
補助上限 50～200万円(補助率2/3以内) ※一部の類型は3/4以内
▶100～250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)
補助対象 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



Q3 会計ソフトに補助金が出るって本当?

A IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、**安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!**

対象 中小企業・小規模事業者等
補助額 ITツール ▶～50万円(補助率3/4以内)、50～350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃
PC・タブレット等 ▶～10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ▶～20万円(補助率1/2以内)
補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



Q4 少額取引はインボイス不要って本当?

A 1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、**インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!**

対象になる方 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下 または1年前の上半期(個人は1～6月)の課税売上から5千万円以下の方
対象となる期間 令和5年10月1日～令和11年9月30日



Q5 登録申請、4月以降でも大丈夫って本当?

A 大丈夫です。令和5年9月30日までの申請については、インボイス制度が開始する**令和5年10月1日を登録開始日として登録されることとなります。**

2月号に「インボイス制度への対応方針は決まりましたか?」を掲載しました。